

熊本県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年（2024年）3月4日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

1 実施方法

令和5年（2023年）10月30日から令和6年（2024年）1月31日までの間に実地監査を実施

2 監査対象団体

補助金等交付団体	学校法人九州学院、学校法人尚綱学園、 学校法人熊本信愛女学院、学校法人白百合学園、 学校法人菊池女子学園、熊本県中小企業団体中央会、 公益社団法人熊本県トラック協会、 熊本県土地改良事業団体連合会、天草市商工会、 NPO 法人ふるさと創生、学校法人立志学園
出資団体	公益財団法人熊本県立劇場、天草エアライン株式会社、 一般財団法人熊本さわやか長寿財団、 一般財団法人熊本テルサ、熊本県道路公社、 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター、 公益財団法人熊本県総合保健センター、 公益財団法人熊本県移植医療推進財団、 公益財団法人熊本県環境整備事業団、 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会、 公益社団法人熊本県畜産協会、 豊肥本線高速鉄道保有株式会社
公の施設の管理者	株式会社緑研、株式会社熊本県弘済会、 熊本産業文化振興株式会社、フィッシャリーナ天草株式会社、 SFT 共同企業体、くまもとファズ株式会社、 ひとつづくり JAPAN ネットワーク・三勢共同体

3 監査対象年度 令和4年度（2022年度）

4 監査の主眼

熊本県監査基準に準拠し、補助金等交付団体、県が出資している団体、公の施設の管理者の30団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査に当たっては、次の事項に主眼をおいて実施した。

(1) 補助金等交付団体

- ・補助等の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・補助等の効果は十分に達せられているか。

(2) 出資団体

- ・出資の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・組織の運営管理が適切に行われているか。
- ・会計経理等が適正に行われているか。

(3) 公の施設の管理者

- ・管理運営に係る協定書等に基づき業務が適切に実施されているか。
- ・指定管理者制度実施の効果は表れているか。

5 監査の結果

監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、監査基準第15条第2項第3号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、次のとおり公表すべき指摘事項、意見事項及び勧告事項はなかったが、早期の是正措置を促す必要がある事項については、対象団体ごとに個別に指導を行った。

〈参考〉

監査基準第15条第2項第3号

三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

(1) 指摘事項

なし

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事例に該当し、改善が必要とされる課題である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの(2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの(3) 予算の執行又は財産管理等において、適性を欠くもの(4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの(5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの(6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの(7) 前回監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの |
|--|

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認めるものである。